

豊中教職員組合規約

第 1 章 . 総 則

(名称と事務所)

第 1 条 この組合は、豊中教職員組合（略称「豊中教組」）と称し（以下組合という）、事務所を豊中市内（長興寺南三丁目五番二号）に置く。

(組織)

第 2 条 本組合は、豊中市立学校に勤務する教職員及び書記局職員で組織する。

第 3 条 この組合は、各学校に分会を置く。

(目的および事業)

第 4 条 この組合は、組合員の経済的・社会的・政治的地位の向上を図り、教育ならびに研究の民主化に努め、平和的な文化国家の建設を期する事を目的とする。

第 5 条 この組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1．組合員の待遇ならびに労働条件の維持改善に関する事項
- 2．学術研究の民主化に関する事項
- 3．民主主義教育の確立に関する事項
- 4．組合員の教養、文化、保健に関する事項
- 5．同一目的をもつ団体との連携協力に関する事項
- 6．その他組合の目的達成に必要な事項

第 2 章 . 組合員の資格および範囲

(組合員の資格)

第 6 条 本組合の組合員は、豊中市立学校に勤務する教職員と、教職員以外の者で、組合の役員に就任した者でなければならない。ただし、豊中市公平委員会規則で定められた管理職員等は除く。

(加入の手続き)

第 7 条 第 6 条の規定により新たに組合員になろうとするときは、所属分会の分会委員長を経てあるいは直接執行委員長（以下委員長という）に届出なければならない。

(資格の取得)

第 8 条 組合員の資格は、前条の手続きを経て委員長が届出を受理した日より始まる。

(資格の喪失)

第 9 条 組合員であって次の各号の 1 に該当したときは、その資格を失うものとする。

- 1．豊中市立学校の教職員でなくなったとき。ただし地方公務員法第 53 条 4 項のただし書に該当する場合を除く。

2. 豊中市公平委員会規則で定められた管理職員等になったとき。
3. 教職員以外の者で本組合の役員となっていた者が役員でなくなったとき。
4. 第30条の規定により除名されたとき。
5. 脱退したとき、ただしこの場合は所定の様式による脱退届書に必ず理由を記し、所属分会の分会委員長を経て、委員長に提出すること。

(差別待遇の禁止)

第10条 組合員はいかなる場合においても、性別、年齢、人種、宗教、門地、身分によって不利益な取扱いを受け、また組合員たるの資格を奪われることはない。

第 3 章 . 権利・義務

(組合員の権利)

第11条 組合員には次の平等の権利がある。

1. 被選挙権および選挙権
2. 組合の規定に基づいてあらゆる会議に出席して、発言を求める権利および表決に参加する権利
3. 第30条の制裁を受けたとき、大会・代議員会および執行委員会に控訴する権利。

(組合員の義務)

第12条 組合員には次の義務がある。

1. 綱領・規約・決議に服する義務
2. 規約に基づく一切の会議に出席する義務
3. 組合費を納入する義務
4. 統制に服する義務

第 4 章 . 機関

(機関の種類)

第13条 組合に次の機関を置く。

1. 大会
2. 代議員会
3. 分会代表者会議
4. 執行委員会
5. 分会
6. 分会委員会(3名以上の分会は置くことができる)

第14条 大会は組合の最高決議機関であって、組合員によって構成し毎年2回開く。臨時大会は代議員会および執行委員会が必要と認めたとき、また組合員の5分の1以上の要求があったときは委員長はこれを召集しなければならない。

(大会成立および議決)

第15条 大会は組合員の過半数の出席をもって成立するものとし、議決については出席組合員の過半数による。ただし議事の途中において退場する者は委任状を議長に付託し、事後にお

ける一切の権限を委任する。可否同数の場合は議長が決める。

(大会議長および議事運営)

第16条 大会の議長は出席組合員中より、その都度決める。議事の採決は挙手または起立または直接無記名投票による。大会議事は別に定める議事運営規定により執行する。

(大会に付議する事項)

第17条 大会に次の事項を付議しなければならない。

1. 規約の決定ならびに変更に関する事
2. 役員を選出に関する事
3. 会計監査委員の選出に関する事
4. 組合の運動方針ならびに事業
5. 予算および決算
6. 他団体への加入脱退
7. その他重要事項

(代議員会及び分会代表者会議の性格と構成)

第18条 代議員会は大会に次ぐ決議機関であって大会から次期大会までの組合の業務の運営についての諸方針を決定する。

代議員は各分会より1名選出する。

分会代表者会議は、大会・代議員会での諸方針の決定を補い、各分会と執行部の意志統一を行う機関である。分会代表者会議の構成は、各分会より1名の分会代表者によるものとする。

(代議員会及び分会代表者会議の召集および議決)

第19条 代議員会は委員長がこれを召集し、毎月1回以上開くことを原則とする。ただし代議員の3分の1以上の要求があったときは委員長はこれを召集しなければならない。

代議員会は構成員の過半数(分会数の半数を含む)の出席をもって成立し、決議事項は出席代議員の過半数の賛成でこれを決する。代議員会の議長はその都度委員長が指名する
分会代表者会議は委員長がこれを召集し、代議員会が開かれない月に1回以上開くことを原則とする。

(執行委員会の構成および権限)

第20条 執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、会計委員、執行委員、青年部・女性部・養護教員部・事務職員部の各部長によって構成する機関であって、次の権限を持つ。

1. 決議機関から与えられた事項の執行に関する事
2. 大会に提出する議案の作成
3. 緊急事項の処理に関する事。ただし次の大会もしくは代議員会において必ず承認を

得なければならない。

(執行委員会の召集および議決)

第21条 執行委員会は委員長がこれを召集し、毎月1回以上開くことを原則とする。ただし委員の3分の1以上の要求があった場合は委員長はこれを召集しなければならない。

執行委員会は構成員の過半数の出席をもって成立し、決定事項は出席者の過半数の賛成で決し、可否同数の場合は議長が決める。

(代議員および分会委員)

第22条 各分会は、分会委員長、代議員(役員・執行委員を兼ねることができない)、各委員を選出する。ただし、分会青年部長、女性部長は構成組合員が選出する。

(専門部)

第23条 執行委員会の下に次の部を置く。

総務部、組織部、教文部、情宣部、給対部、共闘部、法制部、厚生部、障害児教育部および青年部、女性部、養護教員部、事務職員部。

ただし必要に応じ部を増減することができる。

各専門部長は執行委員会の互選により選出する。専門部は組合員の中より部員を選ぶことができる。ただし青年部、女性部、養護教員部、事務職員部の部長あるいは、代表の選出は各部で行うこととする。

(議事公開の原則)

第24条 この組合の会議は公開を原則とする。ただし当該会議の議決を経て非公開とすることができる。

第 5 章 . 役員および執行委員

(役員および執行委員)

第25条 この組合に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| 1. 執行委員長 | 1名 |
| 2. 副執行委員長 | 2名 |
| 3. 書記長 | 1名 |
| 4. 書記次長 | 2名 |
| 5. 会計委員 | 1名 |

またこの組合に、執行委員若干名を置く。

(役員および執行委員の職務)

第26条 委員長は組合を代表し、業務を統括する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

書記長は正・副委員長を補佐し、書記局を統括する。

書記次長は書記長を補佐する。

会計委員は組合の経理事務一切を処理する。

執行委員は組合業務を分掌し、組合業務の完遂を期す。

(役員および執行委員の選出)

第27条 役員および執行委員の選出は組合員の直接無記名投票により、その投票者の過半数で選出する。

(役員および執行委員の任期、職員)

第28条 役員および執行委員の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。ただし再選を妨げない。補欠によって選出された者の任期は前任者の残任期間とする。

組合の有給職員は代議員会の議決ならびに大会の承認を経てこれを置くことができる。

(役員および執行委員の選挙)

第29条 組合の役員および執行委員選挙は別に定める選挙規則によって行う。

第 6 章 . 統制

(統制)

第30条 組合員で次の各号の1に該当する者は制裁が加えられる。

1. 組合の綱領、規約、決議に違反したとき
2. 組合の名誉をき損したとき
3. 組合の統制をみだしたとき

(制裁の種類)

第31条 前条の制裁の種類は次の通りとする。

1. 戒告
2. 権利の停止
3. 除名

(制裁の手続き)

第32条 前条の制裁は執行委員会および代議員会の具申をまって代議員会で決定する。

第 7 章 . 会計

(会計の任務)

第33条 組合の会計は別に定める会計規則による処理をする。

(経費)

第34条 組合の経費は組合費、事業収入および寄付金、その他収入によってまかなう。ただし寄付金については執行委員会の議決を経なければならない。

(組合費)

第35条 組合費は大会で決定する。ただし必要に応じ代議員会の議決を経て臨時組合費を徴収することができる。既納の組合費は一切戻さない。ただし解散の場合はこの限りでない。

(会計年度)

第36条 組合の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査委員の選出および任務)

第37条 会計監査委員は3名とし、選挙規則に準じて、大会で選出する。ただし立候補者が定員をこえない場合は大会で承認を得ることとする。

第38条 会計監査委員は諸帳簿ならびに証ひょう書類について年2回以上監査を行い大会および代議員会に報告しなければならない。

(会計の責任)

第39条 会計の責任は執行委員会がもつ。

(会計の公開)

第40条 組合員は正当な手続きを経て、組合会計書類の閲覧をすることができる。

(予算の計上)

第41条 組合の収入はすべて予算に計上する。

第 8 章 . 付則

(連合体)

第42条 この組合は連合組織である大阪教職員組合に加入する。

第43条 この組合は代議員会の決議により交渉権を大阪教職員組合に委譲することができる。

(解散)

第44条 組合の解散は、組合員の直接無記名投票による全員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(規約の改廃)

第45条 この規約の改廃は組合員全員の直接無記名投票により、過半数の同意を得なければならない。

(施行期日)

第46条 この規約は、1989年12月2日から実施する。

この規約は、1991年2月20日から改正・実施する。

この規約は、1995年6月1日から改正・実施する。

この規約は、1998年3月1日から改正・実施する。

この規約は、2001年4月1日から改正・実施する。

この規約は、2002年4月1日から改正・実施する。

この規約は、2004年 2月11日から改正・実施する。